

資源有効利用促進法に基づく PET製容器のラベルレスの拡大について

令和8年4月24日

経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課

目次

1. 資源有効利用促進法に基づく識別表示
2. 容器包装の識別表示を取り巻く環境
3. ポリエチレンテレフタレート製の容器のラベルレス拡大について
 - ポリエチレンテレフタレート製の容器のラベルレスの拡大について（概要）
 - 消費者へのアンケート調査
 - （参考）業界からの要望
 - 法令（省令）改正の方向性
 - （参考）PETのリサイクル状況等について

1. 資源有効利用促進法に基づく識別表示

- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源法」）第24条第1項の規定に基づいて定められた省令において、指定表示製品（紙製容器、プラスチック製容器包装、ポリエチレンテレフタレート製の容器等）については、再生資源の利用を促進するため、分別回収のための表示（識別表示）を製造事業者等に求めている。
- 識別表示については、初めて飲料等が充填されたアルミニウム製の缶、鋼製の缶に表示が求めた当時から30年強が経過し、分別回収が促進され、消費者の意識も定着している。
- ポリエチレンテレフタレート製の容器に飲料等を充填したもの（以下「PETボトル」）には、平成5年から、PETマークの表示を求めた。

・ポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料・酒類、特定調味料）※PETボトル

見直し対象

- プラスチック製容器包装（ポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料・酒類、特定調味料用）を除く）
- 紙製容器包装（段ボール製の容器包装、飲料・酒類の紙製容器（アルミ不使用）を除く）
- アルミニウム製の缶（飲料・酒類）※アルミ缶
- 鋼製の缶（飲料・酒類）※スチール缶

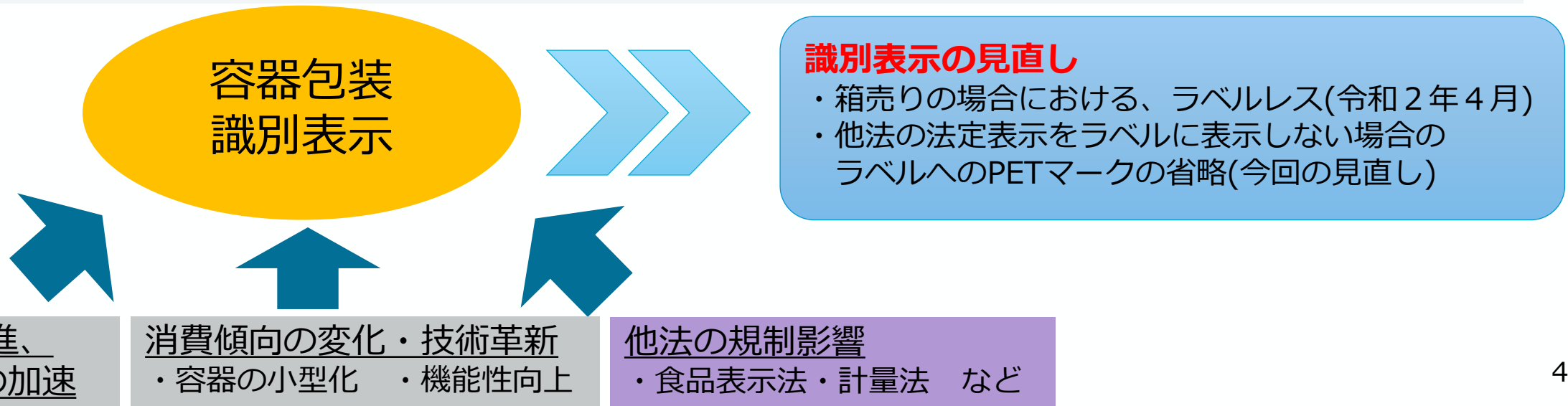


ポリエチレンテレフタレート製の容器



2. 容器包装の識別表示を取り巻く環境

- 容器包装の識別表示を取り巻く状況は、刻々と変化しており、消費者の認識率の向上や、容器包装の形状等の技術開発等（飲料容器の小型化、機能性向上）により、適切な分別回収という目的を達成しつつ、資源循環の加速という社会的要請も高まっている。
- こうした状況変化に適切に対応しつつ、一層の効果的なリデュース等を推進するため、他の法律において求められる法定表示との関係も留意しつつ、識別表示の見直しを検討する。
- なお、令和2年4月からは、いわゆる箱売りの場合において、当該箱（外箱）に1箇所以上、PETマークと役割名を表示することで、個々のPETボトルのラベルレスを認めた。



2. 容器包装の識別表示を取り巻く環境 (参考1：資源法以外の法定表示 食品表示法 (Q&A含む) について)

- 食品表示法の府令である食品表示基準において、表示すべき名称・原材料名・栄養成分などの項目が定められるとともに、その文字サイズ（ポイント数（※））や記載事項の省略できる場合の規定が定められている。
(※) 8ポイントの活字以上の大きさの文字を使用。ただし、表示可能面積が概ね150cm²以下のものは5.5ポイントの活字以上の大きさを使用を求める。
- 消費者庁が、ペットボトル飲料でラベル等が添付されていない場合は、ふたのみを表示可能面積として差し支えない見解を出した（食品表示基準Q&A）ため、一定の記載事項についての省略及び文字の表記を 5.5 pt とすることが認められる。（=これにより、表示事項の記載量が少ない特定の商品において、PETボトルのキャップに食品表示法上で求められる表示が可能）

ペットボトル容器の飲料等でプラスチック使用量及びCO₂排出量を削減し、環境負荷を軽減することを目的に、プラスチックフィルム及びシール等を貼付しない場合は、ふたのみを表示可能面積としても差し支えありません。

(加工-266) 食品表示基準の「表示可能面積」とはラベル面積又は容器包装の表面積のどちらですか。

(答)

1 表示可能面積は、容器包装の形状等によっても異なりますが、表示事項を表示しても判読が困難な部分を除いた容器包装の表面積をいいます。例えば、包装の重なり部分や、キャンディ等の「ひねり」の部分、光電管マーク等は表示可能な部分には入りません。したがって、容器包装の表面積から、表示が不可能な部分を差し引いた面積となります。

2 また、印刷瓶詰（回収使用瓶に限ります。）の飲料等で当該瓶の形状又は表面に特殊な加工が施されていることにより、ラベルの貼付ができない（ラベルを貼付することにより、再使用ができない場合を含みます。）場合は、ふたのみを表示可能面積としても、差し支えありません。

3 さらに、ペットボトル容器の飲料等でプラスチック使用量及びCO₂排出量を削減し、環境負荷を軽減することを目的に、プラスチックフィルム及びシール等を貼付しない場合は、ふたのみを表示可能面積としても、差し支えありません。

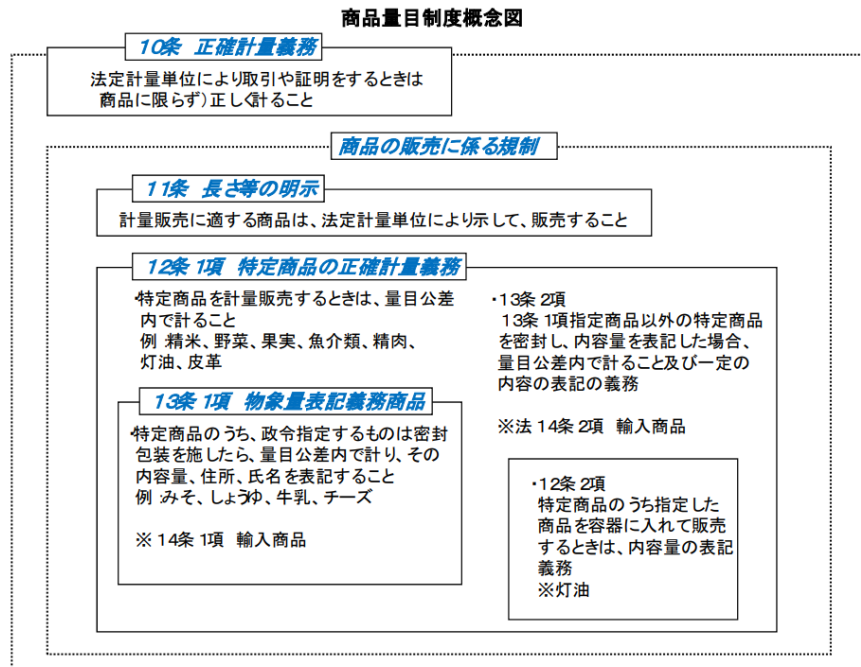
4 上記2及び3の印刷瓶詰及びペットボトル容器の飲料等において、原材料名をふたに表示する場合には、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高糖果糖液糖」並びに「異性化液糖」にあつては「液糖」と、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖・高糖果糖液糖」並びに「砂糖・異性化液糖」にあつては、「砂糖・液糖」と表示することも可能です。

5 なお、いたずらに表面積を少なくするような方法による包装は適当ではありません。

2. 容器包装の識別表示を取り巻く環境


(参考2：資源法以外の法定表示 計量法 (Q&A含む) について)

- 計量法においては、密封をした特定商品の内容量 (特定物象量 (〇〇ml)) の表記等を求めており、内容量の表記については、商品を購入する者が見やすい箇所に見やすい大きさ及び色とすることとなっている。



- 法第 1 1 条
長さ等を明示した販売を推進する規定
(法定計量単位により示して、販売すること)
- 法第 1 2 条
特定商品の計量についての定め
- 法第 1 3 条
密封をした特定商品の内容量 (特定物象量) の表記についての定め

3. ポリエチレンテレフタレート製の容器のラベルレスの拡大について PETボトルのラベルレスの拡大について（概要）

- 資源法の省令では、遵守事項として、のマーク（以下「PETマーク」）を①容器の底部又は側部に、1箇所以上、刻印すること及び②容器の側部に、1箇所以上、印刷し、又はラベルをはることににより、表示することを求めている。
- ①については、PETボトルが分別排出された後、自治体等が回収し選別する際に刻印されたPETマークを識別し当該選別を容易にするため、②については、主にラベルにPETマークを表示することにより、消費者がPETマークを識別して適切に分別排出（リサイクル行動）ができるようにするため、PETマークの表示を求めているところ。
- 消費者においてPETマークの認識も浸透してきている中で、①（刻印）の表示をもって消費者がPETマークを識別しこれまでと同様なりサイクル行動をとれることが確認できれば、②（印刷等）の表示を省略することを認めてはどうか。
- これにより、ラベルレスとなり、ラベルの廃棄量の削減に伴う環境負荷低減やラベルを剥がす手間を省くことに伴う消費者における分別排出の容易化等につなげられないか。（ただし、ラベルに食品表示法などの他の法令の規定による法定の表示が必要な場合を除く。）



ラベルレスでも、消費者がPETボトルに刻印されたPETマークを認識し、これまでと同様なりサイクル行動がとれるかのアンケート調査を実施

3. ポリエチレンテレフタレート製の容器のラベルレスの拡大について 消費者へのアンケート調査（調査設計）

- 15-79歳の男女、「ペットボトル入り飲料を3か月に1回以上飲用者」もしくは「非飲用だが今後飲用の可能性がある方」を対象に調査したもの
- 「標本誤差が±5%に収束する」精度が高い結果が獲得しうる調査設計とした

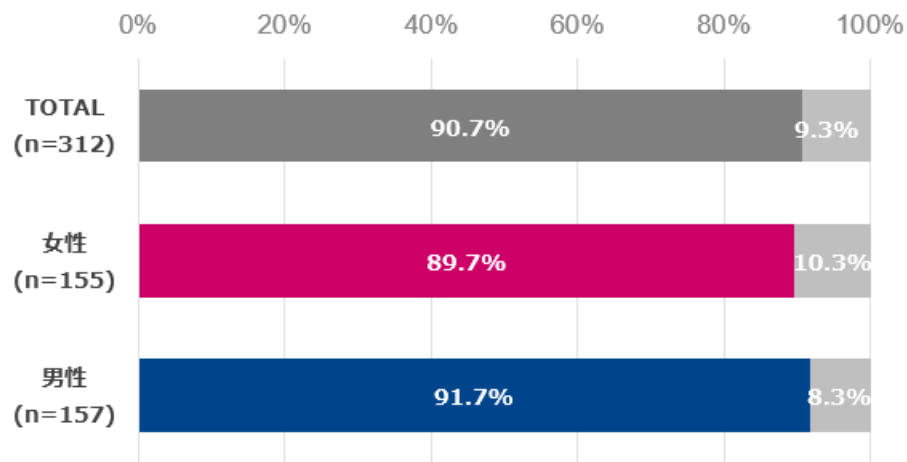
調査設計全体図

a)調査手法	生活者にペットボトルの実物を見てもらって評価を得る会場調査(CLT)
b)調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・15-79歳の男女、「ペットボトル入り飲料を3か月に1回以上飲用者」もしくは「非飲用だが今後飲用の可能性がある方」 ・一都三県居住者 ※本人または同居家族が、次の職業に従事している場合は除外 飲料メーカー/デパート・スーパー/コンビニエンスストア・その他小売/マスコミ・広告/新聞・放送業/市場調査
c)調査内容・KPI	KPI①：ラベルレスの刻印のみボトルでも消費者はPETボトルマークを認識できるかどうか KPI②：ラベルレスの刻印のみボトルになったとしても消費者は正しく分別・リサイクル行動ができるか
d)調査対象製品	液色2タイプ A群：黒(=コーヒー入り)の8mmの刻印入りの製品Aのみ（液色による視認性の違いを確認するためのリファレンス） B群：透明(=水入り)の8mmの刻印入りの製品B
e)調査の流れ	STEP1： ✓ 受付(本人確認・守秘義務/参加同意書記入) ✓ 調査参加にあたっての説明（STEP2以降にバイアスの出ない最低限の認識揃えとして、「PETボトルの飲料には、容器やラベルのリサイクルを促進するために、PETボトルリサイクルマークというものがつけられています。」のみ説明。 STEP2：ラベルレス品の刻印PETボトルリサイクルマークの視認性確認（KPI①） ✓ 資源分別時の前提で、ボトル本体から認識できる【情報（マークや記号）】を確認 「ボトル本体にどのような情報がありますか」 STEP3：現行品(ラベルあり)を見せる ✓ A・Bと同一形状にラベルが巻かれたボトルを見てもらい、従来のペットボトルを全員に思い出してもらう（STEP4の準備） STEP4：改めてラベルレス品を見てもらい、これでもリサイクル行動は変わらないかを聴取（KPI②） 「あなたは、このラベル付きペットボトルがラベルレスボトルになったとしても、ペットボトルを資源として”今まで通り”分別して排出できると思いますか。（飲用者）」 「あなたは、このラベル付きペットボトルがラベルレスボトルになったとしても、ペットボトルを資源として分別して排出できると思いますか。（非飲用者）」
f)サンプルサイズ	A群：312ss B群：311ss 補足①：300ssで設計しているので、調査の結果が75%以上であれば、標本誤差±5%以内の高精度の結果として取扱いが可能 補足②：市場の構成に合わせて各300ssで設計しています。
g)調査日程	2025年11月19日～23日
h)調査会場	東京都秋葉原周辺の会議室

3. ポリエチレンテレフタレート製の容器のラベルレスの拡大について 消費者へのアンケート調査（調査結果①）

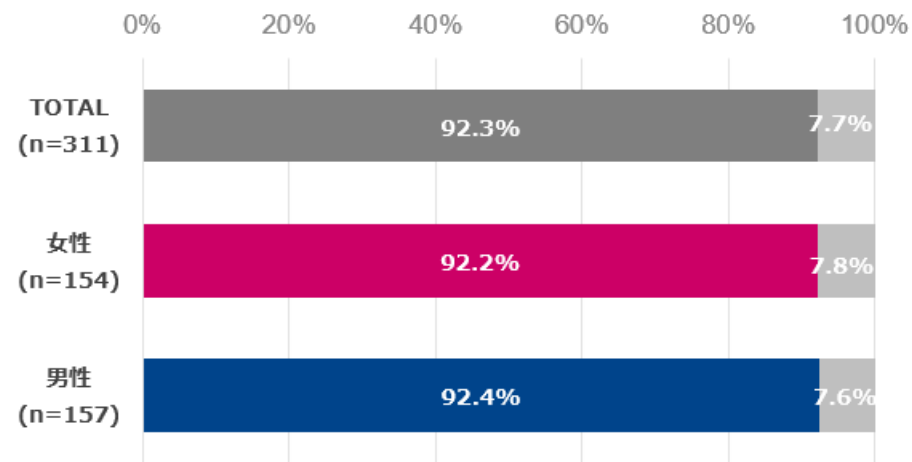
- A群（液色黒サンプル）では、約9割の人がリサイクルマークを認識
- B群（液色透明サンプル）においても、9割超の人がリサイクルマークを認識

A群（液色黒サンプル）：
リサイクルマークの平均認識率 **90.7%** (n=312)



	■ ■ ■ マークを認識できた	■ マークを認識できなかった
TOTAL	90.7%	9.3%
女性	89.7%	10.3%
男性	91.7%	8.3%

B群（液色透明サンプル）：
リサイクルマークの平均認識率 **92.3%** (n=311)

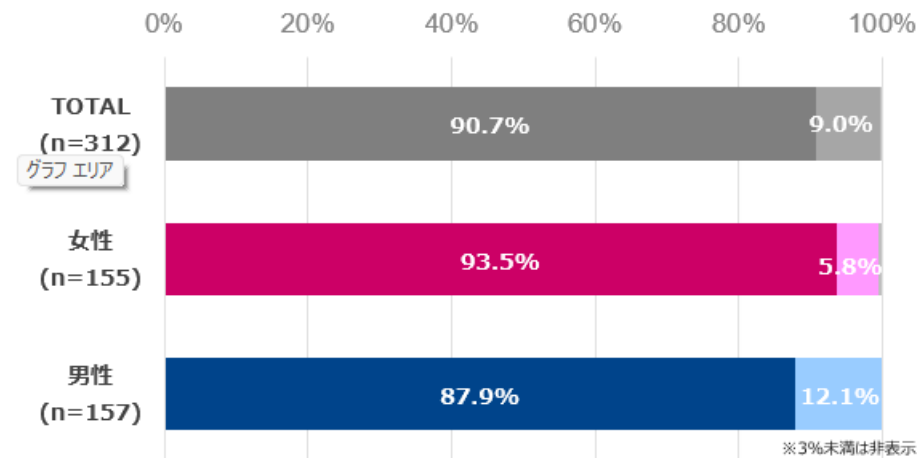


	■ ■ ■ マークを認識できた	■ マークを認識できなかった
TOTAL	92.3%	7.7%
女性	92.2%	7.8%
男性	92.4%	7.6%

3. ポリエチレンテレフタレート製の容器のラベルレスの拡大について 消費者へのアンケート調査（調査結果②）

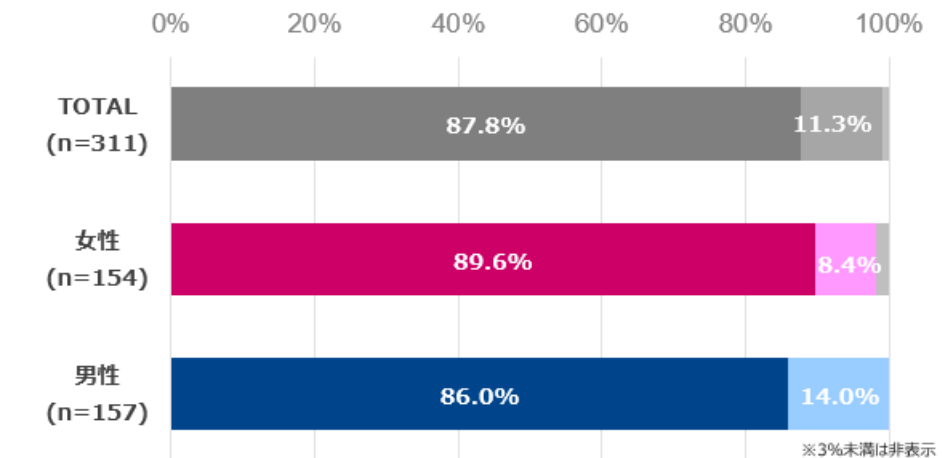
- A群（液色黒サンプル）では、ほぼ100%の人がラベルレスボトルでも変わらずリサイクル行動ができると回答
- B群（液色透明サンプル）においても、99%の人がラベルレスボトルでも変わらずリサイクル行動ができると回答

A群（液色黒サンプル）：
できる・多分できる 計 **99.7% (n=312)**



	■ ラベルレスボトルになっても、ペットボトルを資源として分別して排出することができると思う	■ ラベルレスボトルになっても、ペットボトルを資源として分別して排出することが多分できると思う	できる・多分できる 計	■ ラベルレスボトルになったら、ペットボトルを資源として分別して排出することが多分できなくなると思う	■ ラベルレスボトルになったら、ペットボトルを資源として分別して排出することができなくなると思う
TOTAL	90.7%	9.0%	99.7%	0.3%	0.0%
女性	93.5%	5.8%	99.4%	0.6%	0.0%
男性	87.9%	12.1%	100.0%	0.0%	0.0%

B群（液色透明サンプル）：
できる・多分できる 計 **99.0% (n=311)**



	■ ラベルレスボトルになっても、ペットボトルを資源として分別して排出することができると思う	■ ラベルレスボトルになっても、ペットボトルを資源として分別して排出することが多分できると思う	できる・多分できる 計	■ ラベルレスボトルになったら、ペットボトルを資源として分別して排出することが多分できなくなると思う	■ ラベルレスボトルになったら、ペットボトルを資源として分別して排出することができなくなると思う
TOTAL	87.8%	11.3%	99.0%	1.0%	0.0%
女性	89.6%	8.4%	98.1%	1.9%	0.0%
男性	86.0%	14.0%	100.0%	0.0%	0.0%

3. ポリエチレンテレフタレート製の容器のラベルレスの拡大について (参考) 業界からの要望

自動販売機におけるラベルレス製品販売に関する要望 (概要)

令和7年2月25日

全国清涼飲料連合会

■ 要望の趣旨

自動販売機での「ラベルレスPETボトル製品」の販売を可能とするため、PETボトルの識別表示の規制緩和

■ 背景

- 成長志向型の資源自律経済の実現に向け、飲料業界はPETボトルの水平リサイクル・軽量化等を推進
- 他方、家庭外で回収されるPETボトル（年間約39万トン）の多くがラベル付きで回収され、リサイクル効率に課題
- ラベルレスPETボトル製品の販売はEC等で普及・拡大しており、利便性に関する消費者評価も高い
→自動販売機でのラベルレスPETボトル製品展開により、分別排出行動の促進、リサイクル効率の向上が期待できる

■ 社会的意義

- ラベル剥離工程の不要化によるリサイクル効率向上
- 再生材品質の改善、資源循環の高度化
- プラスチック使用量・CO₂排出量の削減によるGX推進
→家庭外PETボトルの約1/3を占める自動販売機由来排出への直接的対応として有効

■ 想定される効果 (全国約200万台の自販機で展開した場合の推計)

	プラスチック削減	CO2削減
水のみ	約350t/年	約2,100t/年
約半数の飲料	約1,700t/年	約10,000t/年

※清涼飲料水統計2024（全清飲）を基に、自販機販売量を総量の20%、ラベル重量を1本あたり0.5g、CO2削減量をプラスチック1トンあたり約6トンと試算した推計

■ 具体的要望

ラベルレスPETボトル製品の単体販売時は、PETボトルの識別表示を容器刻印表示のみでも容認するよう、省令改正を要望

3. ポリエチレンテレフタレート製の容器のラベルレスの拡大について 法令（省令）改正の方向性

- 法令（省令）により、ラベルレス化の一層の促進を図るため、既存の規定に加え、ラベルにおいて他法令の規定による表示が付されないときはラベルへのPETマークの表示を省略できることとし、ラベルレスを可能とすることとしたい

現行規定

ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）

（遵守事項）

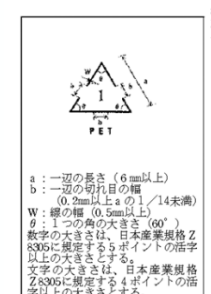
第二条 法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充填する事業者並びに飲料又は特定調味料が充填された容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印することにより、表示すること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない（次号ただし書の場合を除く。）。
- 二 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはるることにより、表示すること。ただし、容器に充てんされた飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であって、そのままの状態が流通し、最終消費者に販売される場合において、当該容器包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルをはり又は刻印することにより別表の上欄の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式に基づく表示をするとともに、当該表示に当該容器の役割名を併記するときは、これを省略することができる（当該容器の側部に印刷し、又はラベルをはるることにより、他法令の規定による表示が付されている場合を除く。）。

三・四 （略）

別表（第二条関係）

指定表示製品の区分	様式
内容積が百五十ミリリットル以上の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたもの	第二条第一号に規定する刻印については、様式一
	第二条第二号に規定する印刷又はラベルをはるることによる表示については、様式二
	第二条第二号ただし書に規定する刻印、印刷又はラベルをはるることによる表示については、様式三



3. ポリエチレンテレフタレート製の容器のラベルレスの拡大について (参考) PETのリサイクル状況等について

- 出荷本数は増加傾向にあり、かつ日本容器包装リサイクル協会が実施する入札でも有価で取引がされており、資源性が高いといえる。



図3. 清涼飲料用PETボトルの出荷本数と、その環境負荷（CO₂排出量）の推移

